

令和7年度第3回 北部保健所管内給食施設研修会 テーマ：備蓄（災害対策）



令和8年2月12日

北部保健所

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

はじめに

大きな災害が発生し、物流機能が停止した場合、
スーパーマーケットやコンビニの店頭で食品が手に入りにくくなります。
また、電気・水道・ガスなどのライフラインが停止した場合、
日常生活とはかけ離れた環境で生活しなければなりません。

そんな時、いつもと変わらない、温かく、栄養バランスのとれた食事があれば、
心と体が満たされます。

また、災害時でも、毎日変化に富んだおいしい食事があれば、前向きな思考と、
元気に活動するためのエネルギーが湧いてきます。

なぜ、食品備蓄が必要なの？

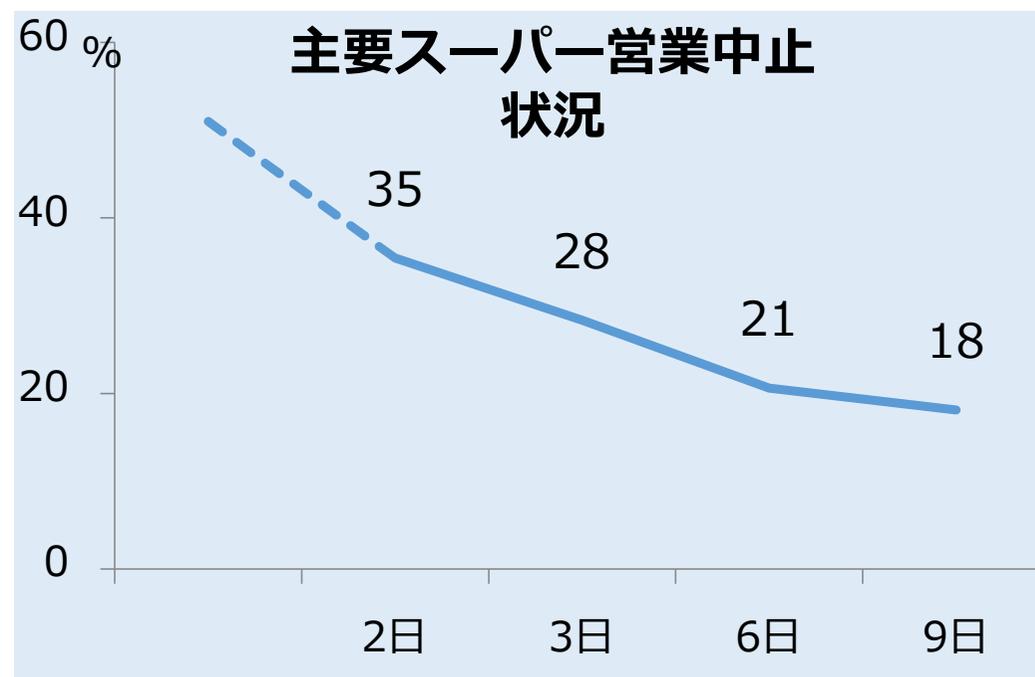
東日本大震災の事例

- ・スーパーで食品の調達できたのは、発災後、数日経ってから。
- ・食品の家庭備蓄を行っていた家庭は少なく、発災日の夜は自宅にあった食品や近所の炊き出しで食事
- ・避難所に地方公共団体の食品備蓄があったのは全体の3割程度
- ・発災日に避難所に届いた食品のほとんどは他地区住民の協力による炊き出しのおにぎり
- ・自宅から避難所に食品を持参した人は2割程度

出典：「東日本大震災における食料へのアクセス実態調査（農林水産省）」（平成25年3月）
（岩手県、宮城県、福島県の3県で被災し、自宅で生活を行った計11人からヒアリング、及び避難所で生活を行った住民及び自治体担当者28名のアンケート結果）

熊本地震の事例

多くのスーパーが営業中止
9日経っても約2割のスーパーが
営業を再開できなかった



注1：震度6弱以上を記録した地域（市区町村）の主要スーパーチェーンの営業状況について、農水省担当者が店舗HP及び電話により確認
注2：調査件数は、2日後-96店舗、3日後-127店舗、6日後及び9日後-160店舗
注3：短縮営業や一部営業は営業として集計

なぜ、食品備蓄が必要なの？

過去の経験によれば、災害発生からライフライン復旧まで
1週間以上を要するケースが多くみられます。

また、災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流機能の停止によって、
1週間はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。

このため、**最低3日分～1週間分×人数分の食品の家庭備蓄**が望ましいといわれています。



自治体で作成するハザードマップなどを確認し、
お住まいの地域の状況に応じて2週間分など多めに備えることも大切です。

近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況

	電気	水道	都市ガス (旧簡易ガス除く)
東日本大震災 (平成23年) <small>※経済産業省「3.11の地震により東北電力で発生した広域停電の概要」(H23.9)、厚生労働省「東日本大震災水道被害状況調査報告書」(平成24年12月)、 経済産業省「東日本大震災を踏まえた都市ガス供給の災害対策検討報告書(H24.3)」、「東北・関東地方の都市月等の復旧」(平成23年5月)より農林水産省作成</small>	約466万戸が停電 (東北電力管内) 約3か月で復旧完了 (3日後に約80%)	257万戸が断水 約6か月半で復旧完了 (津波浸水による復旧困難な戸数を 除く) (1週間で約57%)	約46万戸が供給停止 約2か月で復旧完了
熊本地震 (平成28年) <small>※中央防災会議ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」(平成28年12月)、経済産業省「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討報告書(ガス安全小委員会)」(H29.3)より農林水産省作成</small>	約48万戸が停電 約5日後に復旧完了	45万戸が断水 約3か月半で復旧完了 (家屋等損壊地域の戸数を除く) (1週間で約9割)	約10万戸が供給停止 約15日で復旧完了
平成30年7月豪雨 <small>※内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について」、「東日本大震災を踏まえた都市ガス供給の災害対策検討報告書」(H24.3総合資源エネルギー調査会/都市熱エネルギー一部会/ガス安全小委員会/災害対策ワーキンググループ)より農林水産省作成</small>	約7.5万戸が停電 約7日後に復旧完了	26万戸が断水 約2か月で飲用水としての 復旧完了 (断水は家屋等損壊地域の戸数を除く) (約1か月で断水解消)	約300戸が供給停止 約3週間で復旧完了 (家屋倒壊等で住民が避難している箇所を除く)
北海道胆振東部 地震(平成30年) <small>※内閣府「平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」より農林水産省作成</small>	約295万戸が停電 約1か月で復旧完了 (1日半後に約99%)	6万戸が断水 約1か月で復旧完了 (家屋等損壊地域の戸数を除く) (1週間で約92%)	被害なし いずれも倒壊、津波浸水等家屋を除く
能登半島地震 (令和6年) <small>※内閣府「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」第30回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会 資料4より農林水産省作成</small>	約4万戸が停電 約2.5か月で復旧完了(安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除く)	約13.6万戸が断水 約5か月で復旧完了 (早期復旧が困難な地区を除く)	約150戸が供給停止 約4日で復旧完了

食品等の陳列状況（北海道胆振東部地震）

水、おにぎり、弁当類、食パン、粉ミルク、牛乳、納豆等を中心に、1週間程度は、品薄、欠品が多い状態。（※9月6日（木）3時8分、北海道胆振地方中東部を震源とする震度7の地震発生。）

	札幌市中央区						
	9/8 (土)	9/9 (日)	9/10 (月)	9/11 (火)	9/12 (水)	9/13 (木)	9/14 (金)
ミネラルウォーター(容器のサイズを問わない)	△	△	△	△	△	△	△
その他の飲料(容器の種類・サイズを問わない)	○	△	△	○	○	○	○
精米(国産うるち米、袋入り。重量を問わない。)	×	×	×	△	△	○	○
包装米飯(レトルトパックご飯)	×	△	△	△	△	△	△
おにぎり	△	△	○	○	○	○	○
弁当類	×	△	△	△	○	○	○
食パン	×	×	×	×	△	○	○
菓子パン	×	△	×	△	○	○	○
カップ麺	×	△	△	△	○	○	○
缶詰(水産、農産、食肉、調理缶詰など)	△	△	△	△	△	△	△
レトルト食品(食肉調理品、スープ類、飯類、丼の素、水産製品など)	△	△	△	△	△	△	△

	札幌市中央区						
	9/8 (土)	9/9 (日)	9/10 (月)	9/11 (火)	9/12 (水)	9/13 (木)	9/14 (金)
粉ミルク	△	△	○	○	○	○	○
牛乳	×	×	×	×	△	△	△
ヨーグルト	×	△	△	△	△	○	○
納豆	△	△	×	△	△	△	△
キャベツ	×	○	○	○	○	○	○
レタス	△	○	○	○	○	○	○
トマト	○	○	○	○	○	○	○
牛肉(部位・国産・輸入を問わない)	△	○	○	○	○	○	○
豚肉(部位・国産・輸入を問わない)	△	△	○	○	○	○	○
鶏肉(部位・国産・輸入を問わない)	△	○	○	△	○	○	○
鶏卵(サイズ・個数を問わない)	×	△	△	○	○	○	○

○:一部店舗を除き、通常どおりの陳列 △:品薄感あり ×:大半の店舗で陳列なし

出典:「スーパー、コンビニの店舗における食品等の陳列状況の調査結果(農林水産省)」

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

<災害対策法制上の位置づけ>

- 我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



<災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる>

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 （法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし （法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

大分県地域防災計画

5 避難所の運営管理

- 食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

災害時備蓄物資等に関する基本方針

県民の役割

- 県民条例で、「県民は、災害の発生に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、及び防災に関する情報を収集する手段を確保する」とされていることから、県民自らが3日以上以上の備蓄（感染症対策を念頭に置いたマスクやアルコール消毒薬等を含む）に努める。

災害時備蓄物資等に関する基本方針

県及び市町村の役割

- 国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに県の広域物資拠点に届く
- 大分県道路啓開計画において地域内防災拠点を結ぶルートが優先啓開となっている

4日目以降は一般流通経路が回復し県外からの救援物資が届くものと想定



- 3日間の避難所生活に最低限必要とされる物資の備蓄を行う。
- 市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資の備蓄を行う。

備蓄目標の考え方

東日本大震災における避難者数を大分県の人口で換算（沿岸部17.5%、内陸部3.8%）した18万人を最大避難者数と想定し、備蓄目標量を算出する。

備蓄分担（主食、副食、飲料水）

自助・共助 (個人・自主防災組織等)	公助 2 / 3		
	流通備蓄 (全体の 1 / 3)	現物備蓄 (全体の 1 / 3)	
	1 / 2	県 (全体の 1 / 6) 1 / 4	18市町村 (全体の 1 / 6) 1 / 4

自治体の備蓄状況

品目		単位	県目標量	県	県北部	中津市	宇佐市	豊後高田市
県、市町村の具体的備蓄目標量		食		270,000		22,190	14,870	6,040
主食	アルファ化米（白米等）	食	270,000	422,548	3,550	13,964	8,747	3,815
主食・副食	カレーセット、チキンチュー&クラッカ	食						3,393
副食	カレー、おでん等	食	270,000	225,720	0	14,605	12,734	2,889
	防災ゼリー（グレープ・洋梨）	食		27,680	0			
	スープ、みそ汁等	食						1,284
飲料水	保存飲料水（2L）	本	135,000	129,133	0	18,223	6,029	
	保存飲料水（500ml）	本						13,556
	保存飲料水	L				20,532		
要配慮者	粉ミルク（普通）	箱	500	880	0		12,880	
	粉ミルク（アレルギー対応）	箱	192	360	0		96	
	乳児用液体ミルク	缶	192	192	0			
	液体ミルク（120ml）	本						240
	ベビーフード・介護食品	食				1,040		
備蓄情報を参照している時点					R8.1.30	R7.12.23	R6.1.31	R8.3.30見込

参考

- ・中津市ホームページ <https://www.city-nakatsu.jp/doc/2025112800018/>
- ・宇佐市地域防災計画 令和6年3月 宇佐市防災会議 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/2_1/7/keikaku/12565.html
- ・豊後高田市総務課 防災対策室
- ・大分県 福祉保健部 福祉保健企画課

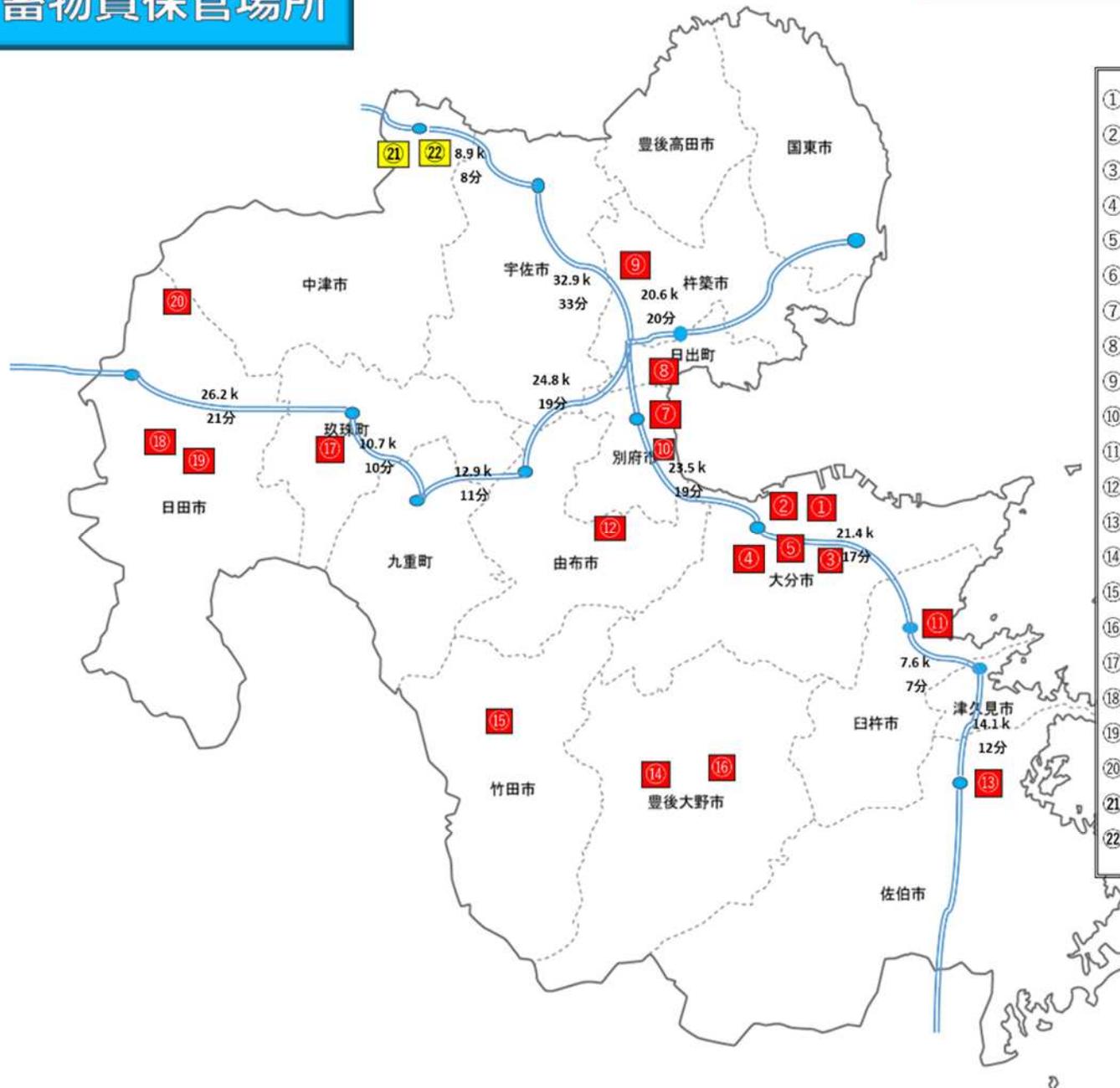
大分県の災害備蓄物資保管場所

災害備蓄物資保管場所

姫島村

R7.10.1 現在

● インター
— 高速道路



- ① 大分県社会福祉介護研修センター
- ② 県庁舎別館（3階）（地下1階）
- ③ 企業局松岡倉庫
- ④ おおいた動物愛護センター
- ⑤ 産業科学技術センター
- ⑥ 旧埋蔵文化財センター
- ⑦ ビーコンプラザ
- ⑧ 日出総合庁舎
- ⑨ （旧）山香農業高校
- ⑩ 竹工芸訓練センター
- ⑪ （旧）臼杵商業高校
- ⑫ 由布保健部
- ⑬ 佐伯市防災備蓄倉庫
- ⑭ （旧）南部幼稚園
- ⑮ 竹田総合庁舎（旧無線通信棟）
- ⑯ 県立農業大学校
- ⑰ 玖珠総合庁舎（庁舎）（別棟倉庫）
- ⑱ 西部保健所
- ⑲ 日田総合庁舎（附属棟）
- ⑳ 農林水産研究指導センター林業研究部
- ㉑ **北部保健所**
- ㉒ **中津総合庁舎**

高速道路網

米良IC～日田IC	94.2 k	64分
米良IC～宇佐IC	55.6 k	41分
米良IC～日出IC	43.3 k	34分
米良IC～佐伯IC	41.5 k	37分
米良IC～中津IC	69.0 k	54分

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針

避難所における備蓄 等

- あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと。 備蓄しない場合は、供給計画を作成すること。
- 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。
- なお、備蓄食料については、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。
- 食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、 要配慮者の利用にも配慮すること。
- また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針

食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

1. 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

2. 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

3. 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針

一定期間経過後の食事の質の確保

1. 食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。
2. ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。
3. 一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点から、また、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

参考) 平成30年豪雨災害 避難所における食事提供の計画・評価 のために当面目標とする栄養の参照量

目的	エネルギー・ 栄養素	1歳以上、 1人1日当たり
エネルギー摂取の 過不足の回避	エネルギー	1,800kcal～ 2,200kcal
栄養素の摂取 不足の 回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB1	0.9mg以上
	ビタミンB2	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準（2015年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の値を基に、平成27年国勢調査結果（愛媛県）で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

避難所における食品構成例 (国立健康・栄養研究所)

	単位：g
穀類	550
芋類	60
野菜類	350
果実類	150
魚介類	80
肉類	80
卵類	55
豆類	60
乳類	200
油脂類	10

注) この食品構成の例は、平成21年国民健康・栄養調査結果を参考に作成したものである。穀類の重量は、調理を加味した数量である。

「避難所における 食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」（平成30年8月1日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室長事務連絡）（愛媛県及び松山市／岡山県、岡山市及び倉敷市／広島県、広島市、福山市及び呉市 衛生主管部（局）長宛）
「避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量」に対応した食品構成例

避難所における食品構成具体例(国立健康・栄養研究所)

食品群	パターン1(加熱調理が困難な場合)		パターン2(加熱調理が可能な場合)	
	一日当たりの回数 ^{※1}	食品例および一回当たりの量の目安	一日当たりの回数 ^{※1}	食品例および一回当たりの量の目安
穀類	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●ロールパン 2個 ●コンビニおにぎり 2個 ●強化米入りご飯 1杯 	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●ロールパン 2個 ●おにぎり 2個 ●強化米入りご飯 1杯
芋・野菜類	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●さつまいも煮レトルト 3枚 ●干し芋 2枚 	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●下記の内1品 肉入り野菜たっぷり汁物 1杯 肉入り野菜煮物 (ひじきや切干大根等乾物利用も可) 1皿 レトルトカレー 1パック レトルトシチュー 1パック 牛丼 1パック ●野菜煮物 1パック(100g) ●生野菜(トマト 1個など)
		<ul style="list-style-type: none"> ●野菜ジュース(200 ml) 1缶 ●トマト 1個ときゅうり 1本 		
魚介・肉・卵・豆類	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●魚の缶詰 1/2缶 ●魚肉ソーセージ 1本 	3回	<ul style="list-style-type: none"> ●魚の缶詰 1/2缶 ●魚肉ソーセージ 1本
		<ul style="list-style-type: none"> ●ハム 2枚 		<ul style="list-style-type: none"> ●(カレー、シチュー、牛丼、芋・野菜の汁物、煮物)に含まれる
		—		<ul style="list-style-type: none"> ●卵1個
		<ul style="list-style-type: none"> ●豆缶詰 1/2缶 ●レトルトパック 1/2パック ●納豆 1パック 		<ul style="list-style-type: none"> ●豆缶詰 1/2缶 ●レトルトパック 1/2パック ●納豆 1パック
乳類	1回	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳(200 ml) 1本 ●ヨーグルト 1パック + プロセスチーズ1つ 	1回	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳(200 ml) 1本 ●ヨーグルト 1パック + プロセスチーズ1つ
果実類	1回	<ul style="list-style-type: none"> ●果汁100%ジュース(200 ml) 1缶 ●果物缶詰 1カップ程度 ●りんご、バナナ、みかんなど 1~2個 	1回	<ul style="list-style-type: none"> ●果汁100%ジュース(200 ml) 1缶 ●果物缶詰 1カップ程度 ●りんご、バナナ、みかんなど 1~2個

命をつなぎ止める水

ライフラインの停止に備えて、どの家庭でも必ずストックしておこう。



※湯せん、食品や食器を洗ったりする水は別途必要



- 日常的に飲んで買い足す。
- 定期的に水が配達されるウォーターサーバーもおすすめ。

■ 水道水の備蓄

塩素による消毒効果で3日程度は飲料水として使用可能。

■ 長期保存型の水の備蓄

保存水と呼ばれるミネラルウォーターの賞味期限は5年～10年。
通常のミネラルウォーターの2～5倍ほど長持ちする。

■ その他の飲み物(お茶など)

水以外にも、日頃から飲んでいいるお茶や清涼飲料水などがあれば用意。

災害時の保健所管理栄養士の業務

地区災害対策本部 保健所班

1. 総務企画調整係

2. 保健・医療活動支援係

- 特定給食施設等の被害状況の把握
- 避難所等の栄養実態調査及び指導

3. 衛生・廃棄物係

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

特定給食施設に関する通知

危機管理対策について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、食料備蓄の確保を促すとともに、期限前の有効活用について助言すること。
- (2) 災害等発生時でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

特定給食施設に関する通知

災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、
平時から災害等発生時に備え、
食料の備蓄や対応方法の整理など、
体制の整備に努めること。

特に低栄養状態の方が入所している施設では、
栄養状態の悪化を防ぐ必要がある

児童福祉施設における 業務継続ガイドライン

備蓄品（食料品）の確保

- 優先業務を最低3日間継続できるよう備蓄。
- 可能であればそれ以上を備蓄・保管してあるとさらに安心して業務を継続することが可能。
- 消費期限があるため、定期的に確認し、買い替える必要がある。
- 特に日常的に使用する食品については、通常の使用量に加えて備蓄日数分を上乗せして購入し、使用しながら備蓄する日常備蓄の方法を取り入れるといつでも新しいものを備蓄することが可能。
- また、災害時は、限られた職員数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいため、備蓄食料はアレルギーフリーにしておき、間違いを防ぐことが重要。

給食施設の役割

給食施設（特定かつ多数人に対して、継続的に食事を供給する施設）は、施設の入所者・利用者に対し安全・安心な食事を提供するだけでなく、健康増進法や、施設を規定する法律及び施設基準等により、栄養管理を行う役割がある。

健康危機管理時においても同様である。

…食中毒、感染症又は災害の発生時

災害時に予想される状況

医療機関

- 入院患者だけでなく、新たに運び込まれる傷病者等により、通常より食数が増える。
- 災害発災直後は、備蓄食品等での対応となる。入院患者の実状に合わせた病者用食品等（とろみ剤等）の確保が必要

学校・事業所・矯正施設・寄宿舍等

- 炊き出し等の支援場所として利用される場合がある。
- 利用者の帰宅困難に備えた備蓄が必要

災害時に予想される状況

介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設

- 利用者だけでなく、福祉避難所に指定されている場合は受入れた要配慮者が、通所施設の場合は利用者の帰宅困難に備えた備蓄がそれぞれ必要
- 各施設の実状に合わせた病者用食品等の確保が必要
【福祉避難所とは】

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、傷病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、「何らかの特別な配慮がされた避難所」のこと。

自治体（市町村）と福祉施設の間で福祉協定が結ばれており、福祉協定を結んでいる施設には、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、障害者施設等がある。

災害時に予想される状況

児童福祉施設

- 保育園（所）・こども園等の通所施設は休園（所）の措置となることが多いが、児童養護施設等の入所施設は給食を継続することとなる。
- 通所施設においては、園児の保護者の迎えが困難な場合に備蓄が必要
- 乳幼児に必要な食品（育児用ミルク、離乳食等）やアレルギー対応の食品が必要
- 炊き出し等の支援場所として利用される場合がある。

平常時からの備え

災害時の対応について検討を行い、マニュアルを作成する等の施設内の体制整備に取り組む

	チェック項目
連絡・指示体制	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 災害時の指示系統を明確にしている。<input type="checkbox"/> 施設の緊急連絡網を作成し、職員全員に周知している。
初動対応	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 災害発生直後の行動を明確にしている。<input type="checkbox"/> 災害発生直後の状況確認事項を明確にしている。

備蓄食品等の確保

- 利用者の特性や施設の立地条件等を勘案し、量、種類、備蓄方法、保管場所等を検討し、明確にしておく。
- 3食提供施設については3日分以上（施設の状況によっては5日から1週間）、通所施設については1食分以上の備蓄が望まれる。
- 定期的に、備蓄食品のみならず、物品についても点検を行う。
- 備蓄食品の一部は、通常使用している缶詰、レトルト食品、栄養補助食品、濃厚流動食（市販品）、とろみ調整食品等を多めに在庫として抱えておく「ローリングストック法」で備蓄しておくとうよい。
- 入れ替える食品は、賞味期限内に通常の献立の中で使用したり、訓練で活用するなどして、できるだけ無駄にしないようにする。
- 保管場所は、災害時に取り出しやすい耐震性のある場所や浸水の恐れがない場所に分散保管する。
- 備蓄食品の利用についてマニュアル内に明記し、施設内で共有している。

給食提供方法等

- 災害時の調理場所の検討を行っている。
安全な場所で衛生的に調理できるか。
- ライフラインの確保と確保できない場合の対応を検討している。
 - ・ 水が止まった場合
 - ・ 電気やガスが止まった場合（調理設備、調理機器等の使用の可否を確認）
 - ・ 支援要請が必要な場合
- 配膳・下膳の方法を明確にしている。
電気が寸断されエレベーターが使用できない場合の配膳・下膳方法
- 衛生管理について検討・情報共有している。

外部との連携・委託給食会社 との取り決め

《外部との連携》

- 災害時に連絡が必要な行政・ライフラインの連絡先一覧を作成している。
- 災害時等に連絡が必要な業者・協力施設等の連絡先一覧を作成している。
- 平常時から地域の防災対策・災害対策やその体制を確認している。
- 行政等外部と必要時、迅速に支援要請できるように日頃から連携している。
- 近隣給食施設や系列施設の相互支援により、食料や人材の確保ができるように体制づくりをしている。（ネットワークの構築）

《委託会社との取り決め》

- 災害時の支援体制や対応等について明確にしている。
- 委託会社と代行機関の連携を確認している。
- 委託会社のマニュアルと施設のマニュアルの整合性を確認し、見直しを行っている。

災害発生時に給食施設の被害状況を報告または連絡してください。

被災施設→ 管轄保健所（又は市町村災害対策本部又は市町村主管課経由で県主管課）

●連絡先 北部保健所 FAX 0979-22-2211 TEL 0979-22-2210

記入例

◆被災状況報告及び支援要請シート（給食関係）

自施設名	特養 ○○○○	20XX 年 9 月 1 日
記入者	職 栄養士 氏名 ○○○○	午前・午後 9 時 30 分
連絡先	TEL 123-4567 FAX 123-4568 (E-mail ○○○○@○○○)	

●災害時チェック項目（○をつける）

項目	使用の可否	対応状況	備考
施設被害状況	なし・ 一部損壊 ・半壊・全壊		
厨房の使用	可 ・否	壁に亀裂あり応急処置実施	
電話	可 ・否		個人携帯電話・SNS
インターネット	可 ・否		も使用可
電気	可 ・否		通常はプロパンガス使用
ガス	可・ 否	カセットコンロ使用可	
水道	可・ 否	飲料水、調理水の備蓄あり	
人員	可 ・否	非常食にすれば現員で充足	食事介助職員不足
食器	可 ・否	Disposable 食器あり使用可	
調理器具	可・ 一部可 ・否	食器洗浄機以外は使用可	
エレベーター	可・ 一部可 ・否	給食搬送用停止、一般使用可	
給食実施体制	通常給食・ 非常食対応 ・中止		

※非常時の対応の場合→備蓄で自力対応可能期日（ 9 月 4 日 **朝** 昼・夕 まで）

	食数（許可定員 80）	給食従事者
平常時	一般食 朝（ 60 ）昼（ 60 ）夕（ 60 ） その他 朝（ 嚙下 10 ）昼（ 10 ）夕（ 10 ）	管理栄養士等（ 2 ）人 調理従事者（ 6 ）人
現在	一般食 朝（ 54 ）昼（ 54 ）夕（ 54 ） その他 朝（ 10 ）昼（ 10 ）夕（ 10 ）	管理栄養士等（ 1 ）人 調理従事者（ 4 ）人
	※ 一般被災住民の受入の有無（ 有 5 人 ） ・ 無	
	※ 炊き出しの状況（ 実施 ・ 実施予定 ・ 予定なし ）	

●支援要請内容（どこへ、なにを）、その他連絡事項

系列施設に人員支援の要請済み。主要道路の土砂崩れにより、復旧までに時間がかかりそうな場合は、人員だけでなく嚙下困難者用の食品（とろみ剤）の不足を懸念。介護度の高い、高齢で持病がある入所者が 5 名おり、早めの移動が必要と考える。

大分県災害時栄養・食生活支援
マニュアル
（大分県：令和 3 年 3 月）

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

外部との連携・委託給食会社 との取り決め

《外部との連携》

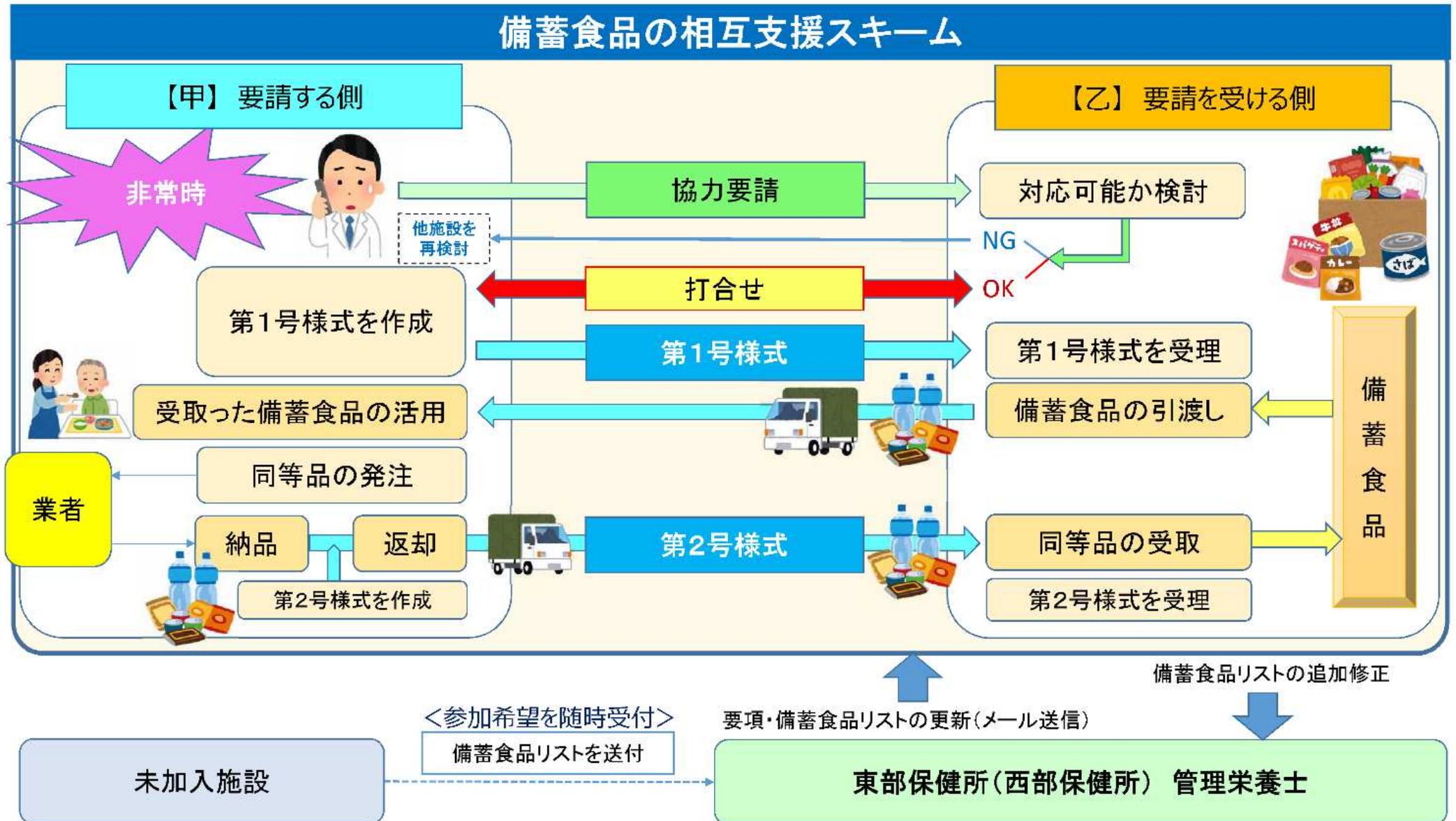
- 災害時に連絡が必要な行政・ライフラインの連絡先一覧を作成している。
- 災害時等に連絡が必要な業者・協力施設等の連絡先一覧を作成している。
- 平常時から地域の防災対策・災害対策やその体制を確認している。
- 行政等外部と必要時、迅速に支援要請できるように日頃から連携している。
- 近隣給食施設や系列施設の相互支援により、食料や人材の確保ができるように体制づくりをしている。（ネットワークの構築）

《委託会社との取り決め》

- 災害時の支援体制や対応等について明確にしている。
- 委託会社と代行機関の連携を確認している。
- 委託会社のマニュアルと施設のマニュアルの整合性を確認し、見直しを行っている。

備蓄食品の相互支援体制 (東部・西部地域での取り組み)

備蓄食品の相互支援スキーム



備蓄食品の相互支援体制 (東部・西部地域での取り組み)

備蓄食品の相互支援体制要項

1 目的

災害時や調理従事者が新型コロナウイルス等の感染症に感染し施設調理が困難となった場合（以下「非常時」という。）、外部へ弁当等の発注を行うことも想定されるが、納品までに日数を要する。また、非常時は各病院や施設の備蓄食品を利用するようマニュアルが作成されているが、備蓄食品は2～3日分の食事をまかなうものであり、週末やゴールデンウィーク、年末年始など長期休みとなった場合は個々の病院、施設のみでは安定した食事提供が出来なくなる。この間の食事の提供について、各病院、施設間で可能な範囲で助け合う相互支援体制を構築する。

2 運用主体

次項の相互支援を行う施設

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

家庭備蓄の取組状況

『大地震に備えて食料や飲料水を準備している』
という人の割合

45.7%

大都市：50.7% 中都市：46.5% 小都市：42.1%

(調査対象：3,000人)

要配慮者の方へ

地震などの災害時に、特別な配慮が必要となるのが、乳幼児、妊産婦、高齢者、食べる機能(かむこと・飲み込むこと)が弱くなった方、慢性疾患の方、食物アレルギーの方です。

そこで、要配慮者の方がいる家庭で、災害時に備えて食品の家庭備蓄をするに当たり、どのような点に注意したらいいのか、備蓄した食品をどのように活用したらいいのかについて、取りまとめました。

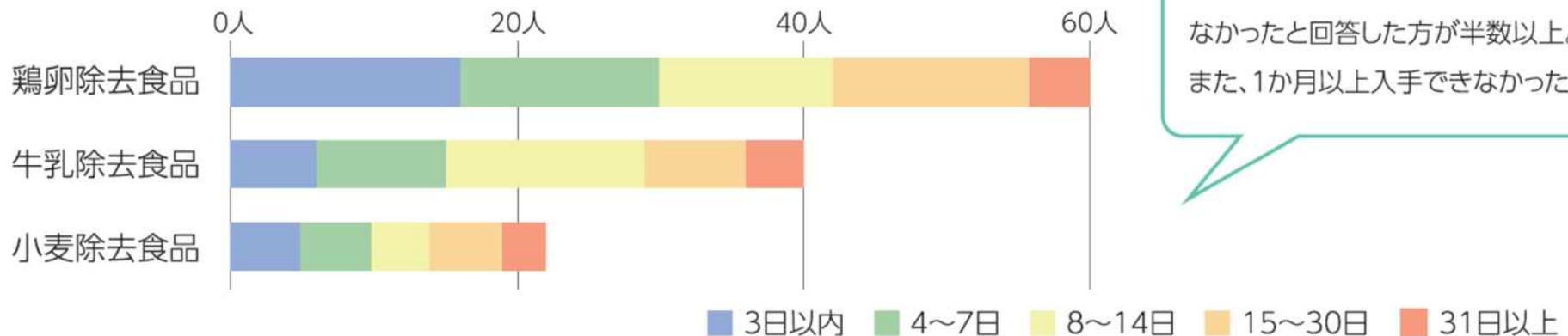


食物アレルギーの方の備え

東日本大震災発生後の物資不足の状況で、1週間以上アレルギー対応食品を入手できなかったと回答した方が半数以上を占め、中には1か月以上入手できなかったと回答されている方もいます。

アレルギー対応食品などの特殊食品は、普段使っている食品を多めに買い置きし、消費したら買い足すローリングストック法で、少なくとも2週間分を備蓄することが推奨されます。

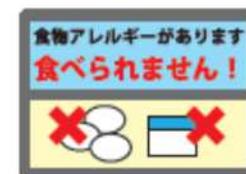
■東日本大震災の発生からアレルギー対応食品が入手できなかった期間



1週間以上アレルギー対応食品を入手できなかったと回答した方が半数以上。
また、1か月以上入手できなかった方も。

出典:三浦克志,ほか,アレルギー,2012;61:642-651より引用改変

災害直後の工夫として、食物アレルギーがあることを他者に知らせることも大切です。



表示カード



ビブス

本日の内容

1. 給食施設における備蓄に関する現状

- ① 法的根拠、自治体の状況
- ② 給食施設に関する各種通知等
- ③ 他地域での相互支援体制
- ④ 住民への啓発

2. 情報提供 栄養士会の取り組み

3. 情報交換（グループごとに意見交換）

大分県栄養士会の取組



大分県栄養士会
災害対策支援部

管理栄養士 堀井 快功

第3回北部管内給食施設研修会

日時: 令和8年2月12日(木) 13:30~14:30

会場: 北部保健所 大会議室(ハイブリット方式)

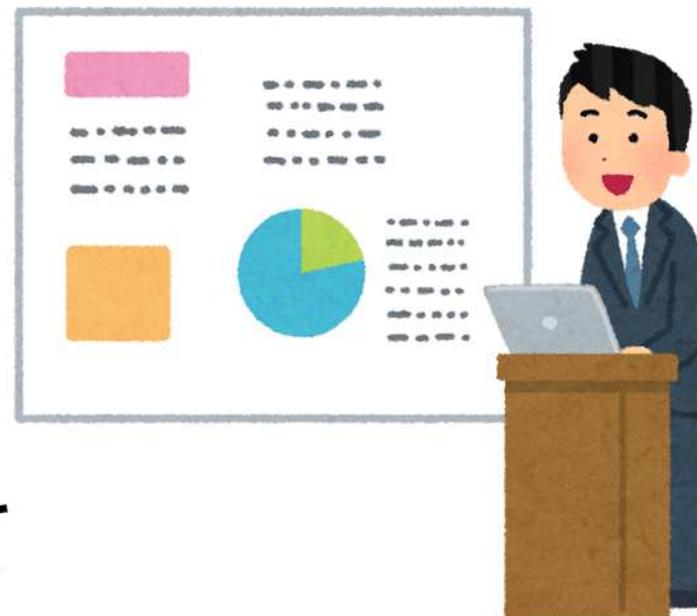
目次

◆大分県栄養士会の活動について(仕組み)

- 活動内容について
- 大分県との協定書締結について

◆アクションカードについて

- 要配慮者について
- アクションカードの活用について



大分県栄養士会の活動 について(仕組み)



JDA-DATとは

- 日本栄養士会災害支援チーム (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team : JDA-DAT)

《目的》

日本国内外で自然災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うこと



近年全国で自然災害が発生しており、健康被害の発生防止には適切な栄養管理や食生活の支援が重要です。大分県JDA-DATでは、災害時の「食」の課題に対し、下記の支援活動を実施します。

災害時の主な支援活動

・ 衛生管理

(炊き出し等の衛生指導)



・ 要配慮者等の個別栄養相談

(高齢者、乳幼児、腎臓病等)



・ 特殊栄養食品提供支援

(物資調達、運搬、仕分け)



・ 避難所等における栄養管理

(食事・栄養状況調査等)

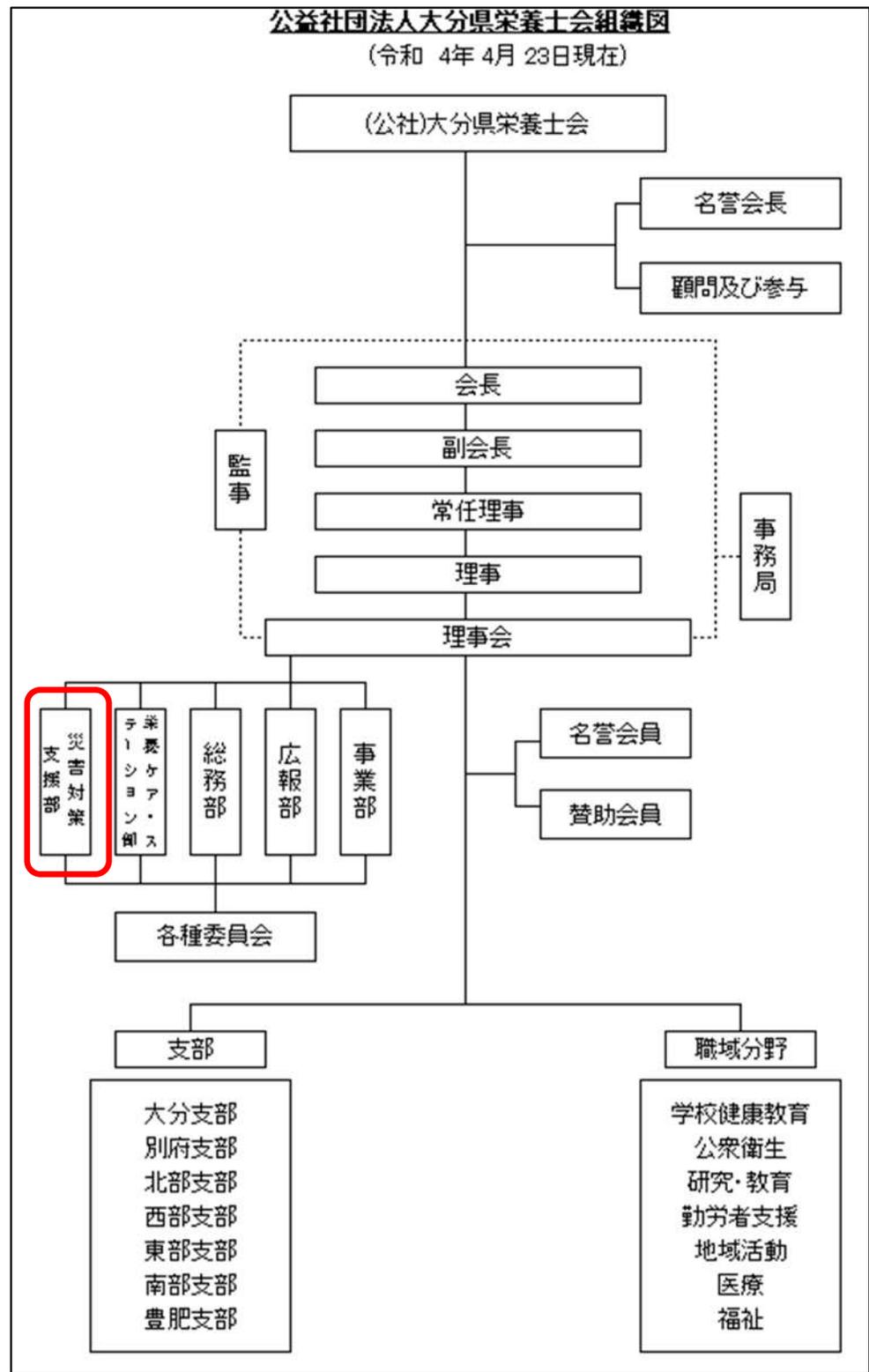


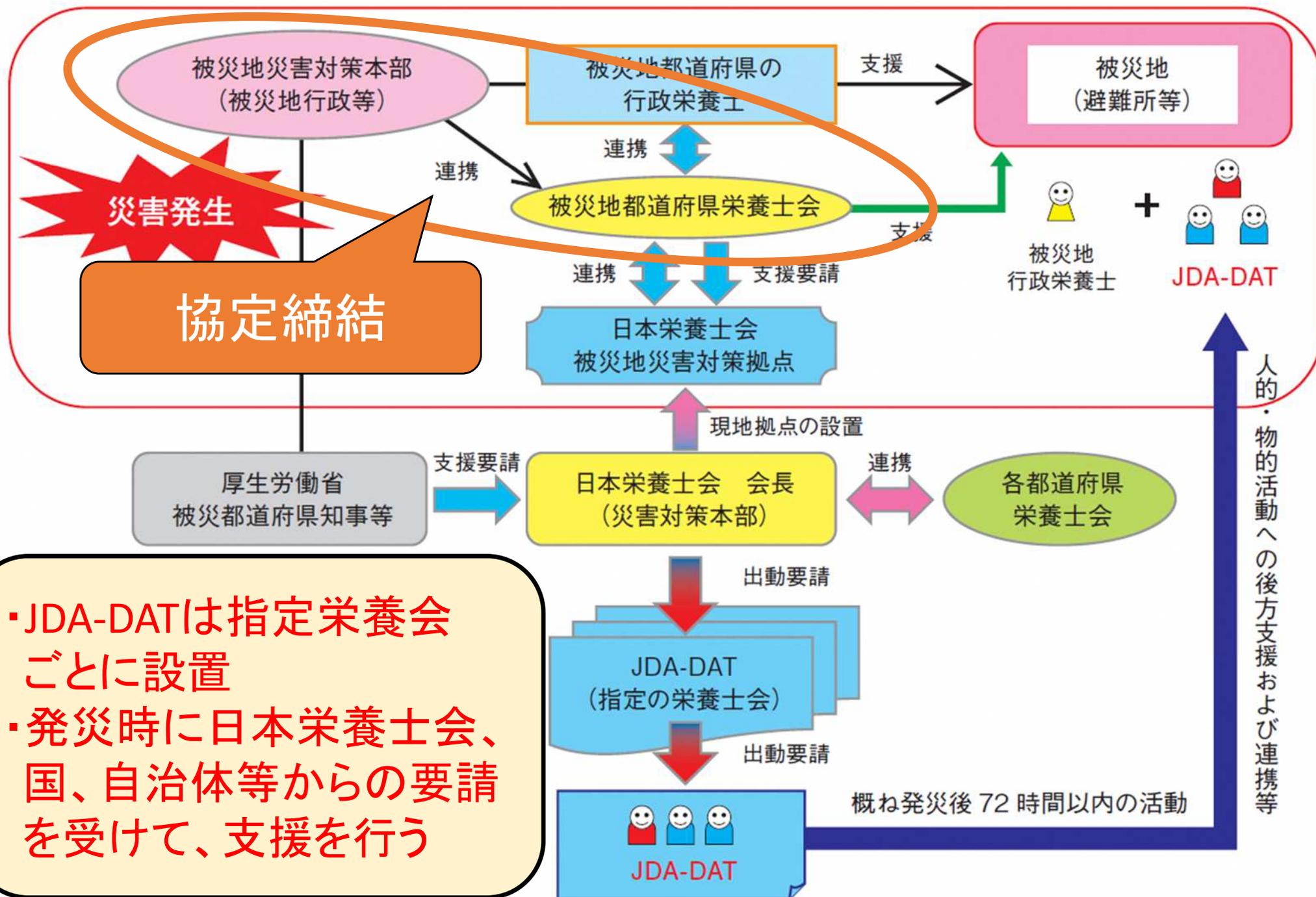
活動の概要

令和4年度から
「災害対策支援部」を設置

《活動内容》

- 研修会の開催
- 災害支援体制整備の推進

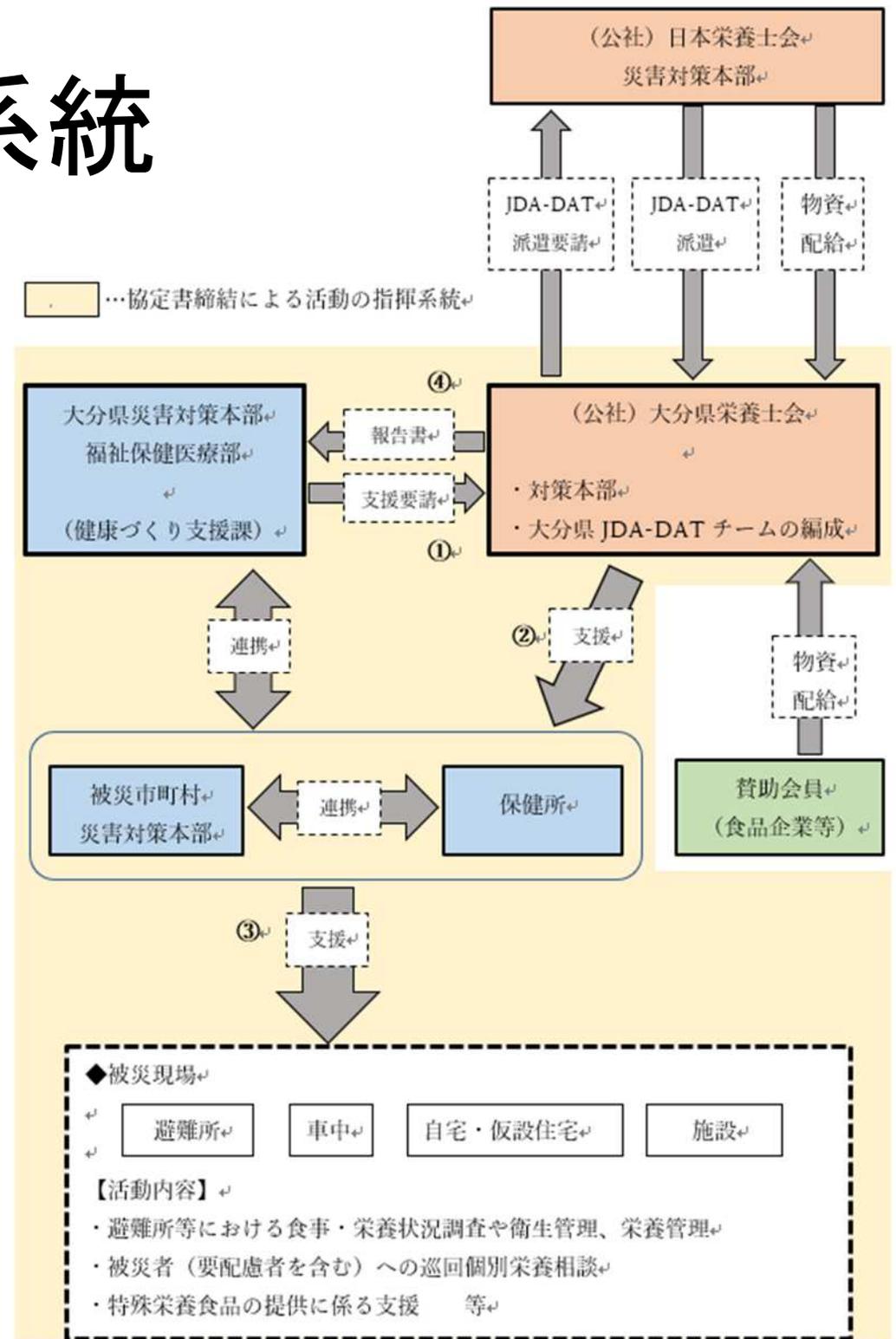




- ・JDA-DATは指定栄養会ごとに設置
- ・発災時に日本栄養士会、国、自治体等からの要請を受けて、支援を行う

災害支援の指揮系統

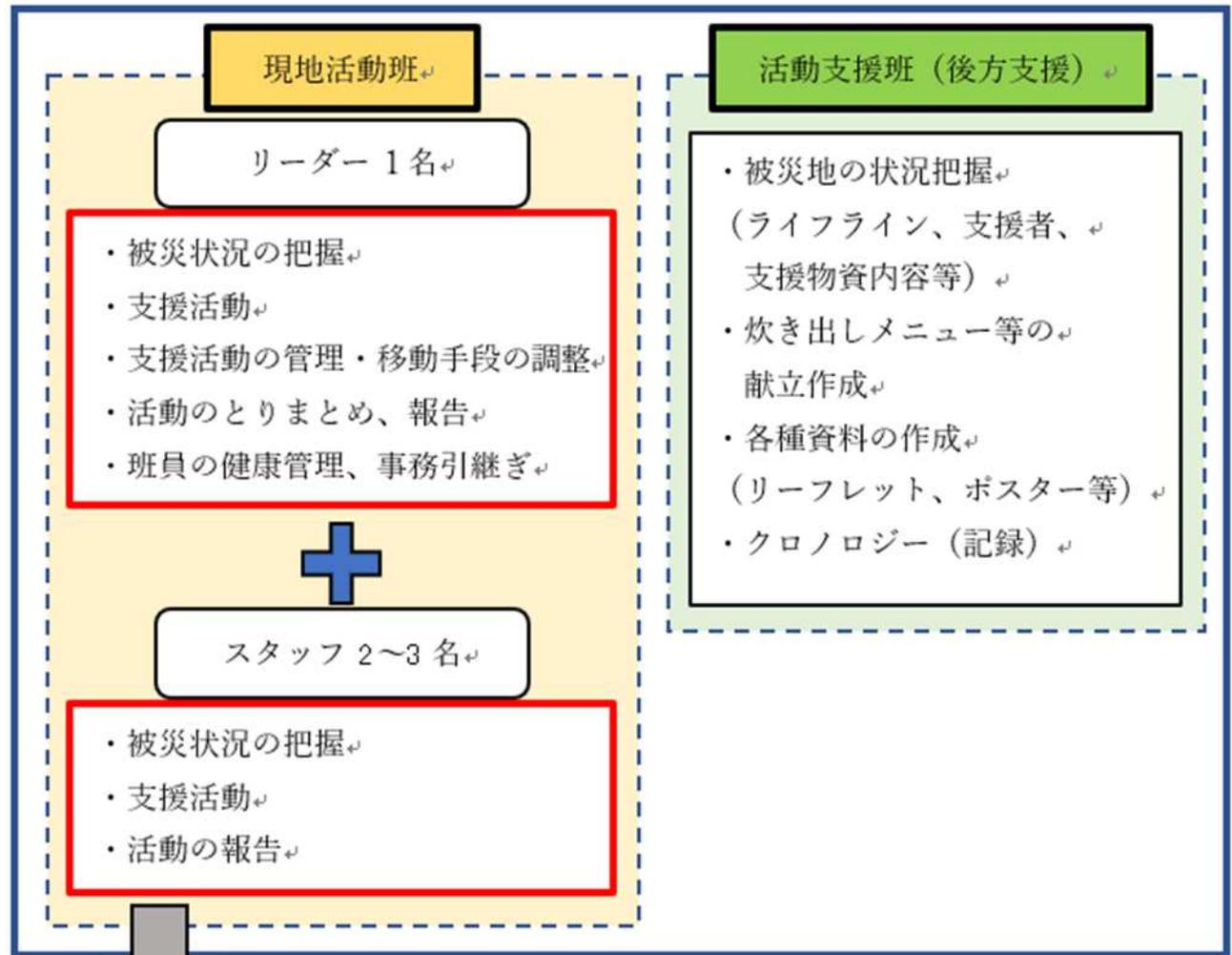
- 大分県からの支援要請を受けて活動を行います
- 栄養士会内での災害対策本部の立ち上げには基準を設けています



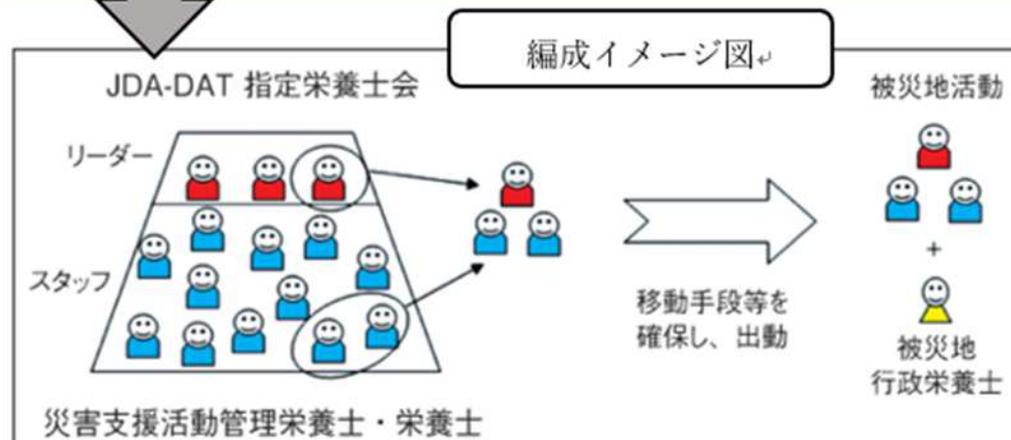
チーム編成

「現地活動班」「活動支援班(後方支援)の2つ

※災害の状況によって
チーム数や人数の編成
は異なる可能性あり



指定栄養士会のスタッフとリーダーをもって構成することを基本とし、実際の活動時には被災地の管理栄養士または栄養士を1名以上含む計4名程度で編成する。



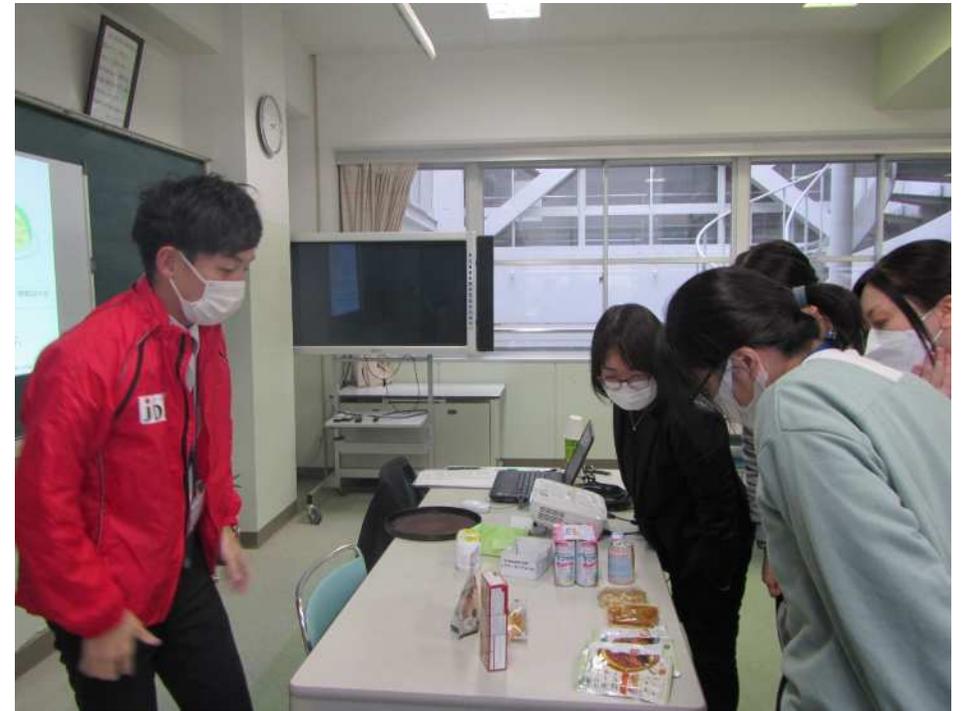
人材育成研修を実施

- 平成30年度から災害支援ができるように「JDA-DATスタッフ研修会」を実施



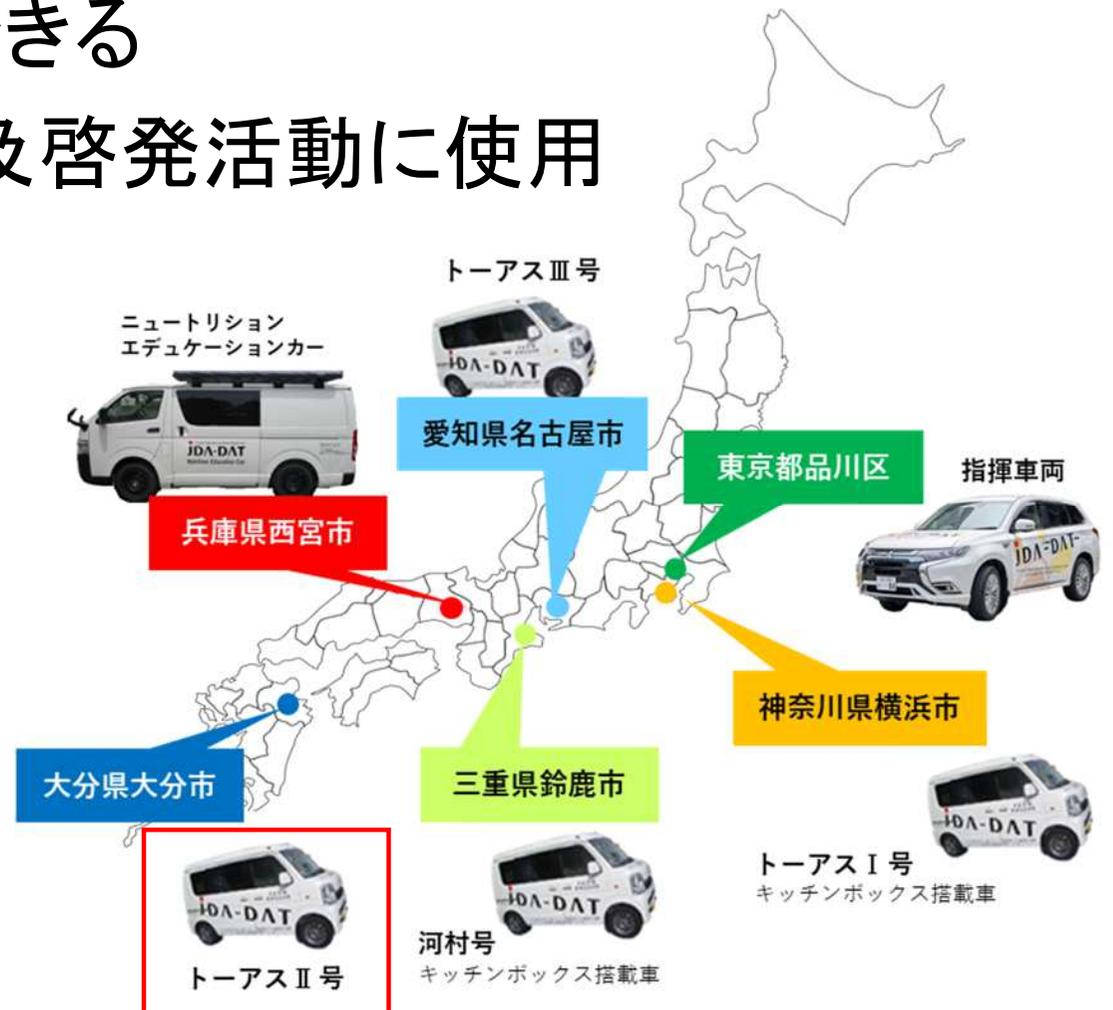
地域での防災普及啓発活動

地域のサロンや、「食」に携わる方々に災害時の食事支援や日頃からの備蓄の必要性について普及啓発



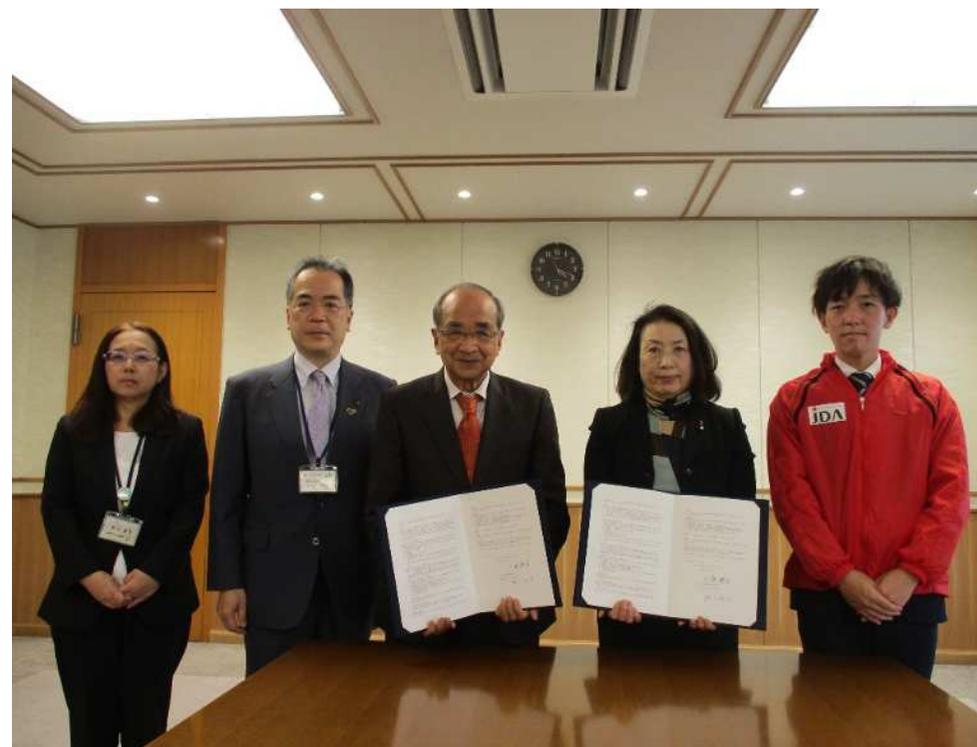
災害支援車両 (JDA-DAT号) の設置

- 災害時に、「支援者」「食料」「調理器具」等を運搬することができる
- 平時では、防災の普及啓発活動に使用



大分県との協定書締結

- 令和4年11月21日 大分県庁にて 協定書締結
- 災害時において栄養・食生活支援活動を行うために必要な事項が記載



要配慮者について

【要配慮者とは…】

食事上の特別な配慮が必要な方

例) 乳幼児、妊産婦、嚥下困難者、
食事制限、食物アレルギー 等



参加者アンケートにご回答ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/1627152136573177140>

【参加者アンケート回答期限】令和8年3月22日（日）まで



今後の研修案内

テーマ：偏食のある乳幼児やその保護者への対応

日時：令和8年3/4（水）13:30～14:30

方法：ハイブリット形式（Zoom）

会場：北部保健所

対象：児童福祉施設、幼稚園の関係職員
（保育士含む）、市町村母子担当者

申込：令和8年2/25（水）まで